

北島町重点対策加速化事業補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 町長は、2030年度温室効果ガス排出削減目標の達成及び2050年カーボンニュートラルの実現に向け、個人又は事業者が行う地域の脱炭素化と再生可能エネルギー等の導入に関する事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、北島町補助金交付要綱（昭和44年4月1日制定。）に定めるもののほか、必要な事項をこの要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 国交付要綱 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和6年3月1日環地域事発第2403011号改正）をいう。なお、要綱の改正があった場合は、改正後の要綱をいう。
- (2) 国実施要領 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和6年3月1日環地域事発第2403011号改正）をいう。なお、要領の改正があった場合は、改正後の要領をいう。
- (3) 経産省補助金 経済産業省が実施する車両・充電インフラ等の導入に関する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」をいう。
- (4) 住宅 自己の居住の用に供する戸建の家屋をいう。
- (5) 新築 完成後、誰も入居していない住宅、事業所をいう。また、中古物件の場合は、購入後に申請者が入居していない住宅、事業所をいう。
- (6) 事業所 サービスの生産や提供が、人及び設備を有して、継続的に行われている工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、学校、病院、役所などをいう。
- (7) 太陽電池 太陽光などの光の照射を受けてそのエネルギーを直接電気エネルギーに変える半導体装置をいう。
- (8) 太陽光発電設備 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備をいう。
- (9) 蓄電池 充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）をいう。
- (10) 電気自動車（EV） 電池に備えた電力を動力源とし、外部電源からの電気を当該自動車に搭載されている電池に充電することができる内燃機関を有さない四輪以上の自動車であって、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されている自動車をいう。
- (11) プラグインハイブリッド自動車（PHV） 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。ただし、電動機が鉛電池によって駆動されるもの、事業用自動車（運送事業の用に供する自動車）、地方公共団体又は地方公共団体が出資する法人が所有若しくは使用する塵芥車及び大型特殊自動車を除く。
- (12) 充放電設備（V2H） EVから電力を取り出し及びEVに充電する装置で、経産省補助金の補助対象機器として登録されているものをいう。
- (13) 高効率空調設備、高効率給湯器 従来の機器に対して30%以上の二酸化炭素（CO₂）削減効果が得られる設備、機器をいう。
- (14) 高効率照明機器 調光制御機能を有するLED（Light Emitting Diode：発光ダイオード）照明をいう。
- (15) PPA※事業者 電力購入契約（Power Purchase Agreement）に基づき、再生可能エネルギー由来の電気を購入したい需要家に発電した電気を供給する者をいう。
※PPAとは事業者（第3者）が発電設備を設置し、事業者と需要家で合意した価格、期間における再生可能エネルギー電力の売買契約を締結し、需要家へ電気を供給する事業モデル。
- (16) リース事業者 リース契約に基づき、太陽光発電設備、高効率空調設備、EV、V2H等の貸付を行う者をいう。

(補助対象事業、補助要件)

第3条 第1条に規定する補助対象事業の種類及び補助要件は、別表1に定めるとおりとする。

2 補助対象となる事業は、当該年度の2月14日までに完了するものに限る。ただし、やむを得ない理由により工事が遅延したことその他単年度事業とならないことについてやむを得ない理由があると町長が認めた場合は、この限りでない。

(補助率又は補助額、補助対象経費等)

- 第4条 第1条に規定する補助対象事業の補助率又は補助額及び補助対象経費等は、別表2に定めるとおりとする。
- 2 補助金の交付額は、補助率又は補助額から算出して得た額（当該額が限度額を超えるときは限度額とする。また、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。なお、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除く。
 - 3 補助対象経費が補助額を下回る場合、補助額の上限は補助対象経費（税抜金額）とする。

(補助金申請者)

- 第5条 本要綱に基づき補助対象事業に係る補助金の交付を申請することができる者（以下「申請者」という。）は、以下のとおりとする。
- 1 個人にあつては次の各号のいずれかに該当する者とする。
ただし、太陽光発電設備を設置する場合は（2）に該当するものに限る。
 - (1) 町内に居住する個人
 - (2) 町内に戸建住宅を建築又は購入予定であり、実績報告時点までに本町に住所を有する個人
 - 2 事業者にあつては次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 町内で自ら事業を行うもの
 - (2) 町内に事業所又は事務所を新築又は購入予定であり、実績報告時点までに開業するもの
 - 3 PPA、リース事業者にあつては次の号に該当する者とする。
前2項に示す個人又は事業者とPPA又はリース契約に基づき補助対象設備を設置するもの
 - 4 前3項に該当する者であつて、かつ、次の各号に全て該当すること。
 - (1) 個人の場合にあつては、自ら所有し居住する町内の戸建て住宅（建築、購入予定の住宅を含む）に補助対象設備を設置しようとする者であること。
 - (2) 事業者の場合にあつては、自ら事業を行う町内の事業所（建築、購入予定の事業所を含む）に補助対象設備を設置しようとする者であること。
 - (3) 町が実施する利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。
 - (4) 補助対象事業に関して、国（国の委託を受けた団体含む）及び町が行っている他の制度による助成を受けていないこと。
 - (5) 申請者又は申請者の役員等が、暴力団等の反社会勢力と関係を有さないこと。
 - (6) 町税等の滞納をしていないこと。

(補助金交付の申請)

- 第6条 補助金の交付申請は、様式第1号（北島町重点対策加速化事業補助金交付申請書）により、補助対象設備に係る契約締結または設置工事着手前までに別表3に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。
- 2 申請者は、申請書を提出するに当たり、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない各事業実施主体についてはこの限りでない。

(補助金の交付決定)

- 第7条 補助金交付は次の各号に掲げる事項により決定する。
- (1) 補助金交付申請書の提出があつたときは、当該申請書の内容を審査及び必要に応じて現地調査し、適当であると認められるときは、補助金の交付を決定する。
 - (2) 補助金交付申請書は、受付順に審査し、補助金交付の可否を決定する。なお、予算上限に達した日に受け付けた補助金交付申請書は抽選とする。ただし、補助金交付申請書に不備があるものは抽選対象外とする。

(交付決定の通知)

- 第8条 町長は前条に基づき補助金を交付することが適当と認めた場合、その結果を様式第2号（北島町重点対策加速化事業補助金交付決定通知書）により申請者に通知するものとする。

(補助金交付決定前の着工)

第9条 事業の着工は、補助金交付決定（以下「交付決定」という。）後に行うものであるが、やむを得ない理由により交付決定前に着工する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した様式第3号（北島町重点対策加速化事業補助金交付決定前着工届）をあらかじめ町長に提出し、指示を受けなければならない。

(変更の承認の申請等)

第10条 次の各号に掲げる補助事業の変更承認を受けようとする者は、様式第4号（北島町重点対策加速化事業変更（中止・廃止）承認申請書）を別表3に定める書類を添えて町長に提出し、指示を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)について軽微な変更の場合は、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合
- (2) 補助事業の内容の変更をする場合
- (3) 補助金の額を変更する場合
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合

(軽微な変更)

第11条 前条に示す軽微な変更は、補助事業の目的を変更しない程度の軽微なもので、補助金の額に変更を生じないものとする。

(状況報告)

第12条 申請者は、町長から指示を受けたときは、補助事業の遂行状況について、様式第5号（北島町重点対策加速化補助事業遂行状況報告書）により資料を作成し、指定された日までに町長に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第13条 実績報告は、様式第6号（北島町重点対策加速化事業補助金実績報告書）により、補助事業の完了の日若しくは中止、廃止の承認を受けた日から起算して60日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の2月14日のいずれか早い日までに別表3に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第7号（北島町重点対策加速化事業補助金確定通知書）により申請者に通知するものとする。
- 3 第6条第2項ただし書きにより交付の申請を行った申請者のうち、実績報告書の提出前に当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、様式第8号（仕入れに係る消費税相当額報告書）（以下「消費税相当額報告書」という。）により、これを補助金額から減額するよう手続を行うものとする。
- 4 第6条第2項ただし書きにより交付の申請をした申請者のうち、実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、消費税相当額報告書により、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに町長に報告しなければならない。
- 5 町長は、前項の報告があった場合は、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部に相当する補助金の返還を命ずることができる。

(補助金の請求)

第14条 前条第2項の通知を受けた申請者は、町長に様式第9号（補助金交付請求書）を提出し、補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第15条 町長は、前条の規定による補助金交付請求書を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(手続の代行)

第16条 申請者は、第6条及び第9条から第10条、第12条から第13条に規定する事務の手続について、補助対象事業を実施する者に対してこれらの事務の手続を代行させることができる。

2 手続を代行して行う者は、誠意をもって手続の代行を実施するものとし、その中で知り得た申請者に関する情報は、北島町個人情報保護法施行条例（令和5年3月20日北島町条例第5号）に基づいて取り扱うものとする。

(書類の保管)

第17条 補助金の交付を受けた者は事業に関わる証拠書類を補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については取得財産を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その適正な運用を図らなければならない。

2 補助金により取得した設備等（取得単価、効用の増加価格が50万円以上のもの）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号、以下「大蔵省令」という。）で定められている耐用年数（別表4のとおり。以下「財産処分制限期間」という。）の期間内に処分（交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。））することはできない。

3 事業継続のため等、やむを得ない理由により財産処分制限期間内に処分を行う必要がある場合、本要綱様式第10号（財産処分承認申請書）により申請し、町長の指示を受けなければならない。なお、処分を行う場合は、「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年5月15日付環境会発第80505002号大臣官房会計課長通知）」に基づき適正な運用を図らなければならない。

4 別表4に掲げられていない財産の財産処分制限期間については、町長が別に定める。

(補助金交付決定の取り消し)

第19条 町長は、申請者が次の各号に掲げる事項に該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合

(2) 補助金を他の用途に使用した場合

(3) 支出額が予算額にくらべて減少した場合

(4) 本要綱第21条に規定する調査を拒み又は指示に従わなかった場合

2 町長は、前項の規定による取り消しをしたときは、様式第11号（北島町重点対策加速化事業補助金交付決定取消通知書・補助金返還命令書）（以下「交付決定取消通知書・返還命令書」という。）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第20条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、交付決定取消通知書・返還命令書により、申請者に期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査に関する協力)

第21条 町長は、補助事業に関し申請者に対して必要に応じて補助事業に関する報告の要請及び状況について調査することがある。

2 申請者は前項に定める報告及び調査に協力するものとする。

(自家消費量等の報告)

第22条 補助事業により太陽光発電設備を設置した申請者は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間、毎年度最終日から起算して60日以内に、当該年度に発電した電力量、自家消費量等の実績について、様式第12号（太陽光発電設備自家消費量に関する報告書）を町長に提出しなければならない。

(個人情報保護)

第23条 町長は、補助事業の執行により得た個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び北島町個人情報保護法施行条例（令和5年3月20日北島町条例第5号）に基づいて取り扱うものとする。

2 補助事業の執行により得た個人情報については、補助事業の執行にのみ利用し、第三者へ提供しません。

(雑則)

第24条 本要綱に定めるもののほか、本要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

補助対象事業	補助要件	備 考
各事業の共通	(1) 国交付要綱、国実施要領に準ずること。 (2) 国（国の委託を受けた団体含む）及び町から、本補助金以外の補助金を受けていないこと。 (3) 契約締結・工事着工前であること。 (4) 商用化され、導入実績があるものであること。 また、中古設備は交付対象外とする。	
太陽光発電設備の導入補助（個人、事業者）	【太陽光発電設備】 次の各号のいずれの要件も満たすもの。 (1) 別紙1の2 ア（ア）に定める要件を満たすこと。	ソーラーカーポート含む。（事業者のみ）
蓄電池の導入補助（個人、事業者）	【蓄電池】 次の各号のいずれの要件も満たすもの。 (1) 別紙1の2 ア（イ）に定める要件を満たすこと。	太陽光発電設備の付帯設備であること。
高効率空調設備の導入補助（事業者）	【高効率空調設備】 次の各号のいずれの要件も満たすもの。 (1) 別紙1の2 ウ（チ）に定める要件を満たすこと。	
高効率給湯器の導入補助（個人）	【高効率給湯器】 次の各号のいずれの要件も満たすもの。 (1) 別紙1の2 エ（ヌ）に定める要件を満たすこと。	
高効率給湯器の導入補助（事業者）	【高効率給湯器】 次の各号のいずれの要件も満たすもの。 (1) 別紙1の2 ウ（チ）に定める要件を満たすこと。	
高効率照明機器の導入補助（事業者）	【高効率照明機器】 次の各号のいずれの要件も満たすもの。 (1) 別紙1の2 ウ（チ）に定める要件を満たすこと。	
電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）の導入補助（個人、事業者）	【電気自動車、プラグインハイブリッド自動車】 次の各号のいずれの要件も満たすもの。 (1) 別紙1の2 オ（ネ）に定める要件を満たすこと。 (2) 自動車検査証の初度登録（届出）の日が本補助金に関する予算の成立日以降であること。 (3) 自動車検査証に使用の本拠の位置として北島町内の地域が記載されている	
充放電設備（V2H）の導入補助（個人、事業者）	【V2H】 次の各号のいずれの要件も満たすもの。 (1) 別紙1の2 オ（ノ）に定める要件を満たすこと。 (2) V2Hの設置場所が、本補助金を用いて導入したEV、PHVの自動車検査証における使用の本拠の地域と同じであること。	EV、PHVの付帯設備であること。

別表2（第4条関係）

補助対象事業	補助率又は補助額（1,000円未満の端数切捨て）	補助対象経費等
太陽光発電設備の導入補助 （個人、事業者）	<p>【太陽光発電設備】 個人：7万円/kW 事業者：5万円/kW（上限額：250万円/件） ソーラーカーポート：対象経費の1/3（上限額：250万円/件） 上記に加え、県内事業者から購入する場合、10万円/件を上乗せ補助する。 なお、補助金額の算定に用いる太陽光発電設備の公称最大出力は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い値とし、小数点以下を切り捨てた値とする。 また、補助金額は上記の値に補助単価を乗算して算出する。</p>	設備費（設備の購入、運搬、調整、据付け等に要する経費）、工事費。詳細は別紙2参照。個人（住宅）は新築に限る。
蓄電池の導入補助 （個人、事業者）	<p>個人：対象経費の1/3（ただし、下記価格*を上限とし、上限額は32.9万円とする。） 事業者：対象経費の1/3（ただし、下記価格*を上限とし、上限額は106.6万円とする。） ※（下記価格は工事費込み・税抜き） 4,800Ah・セル未満：14.1万円/kWh 4,800Ah・セル以上：16.0万円/kWh なお、上限との比較価格の算定に用いる蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値とし、小数点第2位以下を切り捨てた値とする。</p>	設備費（設備の購入、運搬、調整、据付け等に要する経費）、工事費。詳細は別紙2参照。上限、上限額は工事費込み・税抜きの額。上限を超える場合は補助対象外。個人（住宅）は新築に限る。
高効率空調設備の導入補助 （事業者）	<p>【高効率空調設備】 対象経費の1/2（上限額：100万円/件） 上記に加え、県内事業者から購入する場合、10万円/件を上乗せ補助する。</p>	設備費（設備の購入、運搬、調整、据付け等に要する経費）、工事費。詳細は別紙2参照。
高効率給湯器の導入補助 （個人、事業者）	<p>【高効率給湯器】 個人：対象経費の1/2（上限額：30万円/件） 事業者：対象経費の1/2（上限額：100万円/件） 上記に加え、県内事業者から購入する場合、10万円/件を上乗せ補助する。</p>	設備費（設備の購入、運搬、調整、据付け等に要する経費）、工事費。詳細は別紙2参照。
高効率照明機器の導入補助 （事業者）	<p>【高効率照明機器】 対象経費の1/2（上限額：50万円/件） 上記に加え、県内事業者から購入する場合、10万円/件を上乗せ補助する。</p>	設備費（設備の購入、運搬、調整、据付け等に要する経費）、工事費。詳細は別紙2参照。
電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）の導入補助 （個人、事業者）	<p>【電気自動車、プラグインハイブリッド自動車】 蓄電容量×2万円/kWh（上限額：経産省補助金の銘柄ごとの補助金交付額） 上記に加え、30万円/件の上乗せ補助する。また県内事業者から購入する場合、10万円/件を上乗せ補助する。</p>	EV、PHV（新車に限る。）の購入経費。詳細は別紙2参照。
充放電設備（V2H）の導入補助 （個人、事業者）	<p>【V2H】 対象経費の1/2（上限額：60.5万円/件）</p>	V2H設備本体（新品に限る。）の購入経費。詳細は別紙2参照。

別表3（第6、10、13条関係）

提出時期	様式及び関係書類
補助金交付申請時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助金交付申請書（様式第1号） (2) 補助事業に係る誓約書（様式第1-1） (3) 事業実施計画書（様式第1-2～7【申請する事業のもの】） (4) 交付申請額の根拠となる資料（見積書等【内訳の記載必須】） (5) 補助対象設備の仕様がわかる書類（カタログ、パンフレット等） （高効率空調設備、高効率給湯器の場合、更新前後の機器仕様が分かる資料） (6) 自家消費率、省CO₂の算出根拠となる資料 （太陽光発電、高効率空調設備、高効率給湯器の場合） (7) 電力調達方法の根拠となる資料（EV、PHVの場合） (8) 申請者の住民票（個人及び個人事業者の場合）（新築の場合は実績報告時に提出） (9) 登記簿謄本又は現在事項全部証明書（法人の場合） （新築の場合は実績報告時に提出） (10) 前年の確定申告の写し又はそれに代わる証明（個人事業者の場合） ただし、新規開設で確定申告の実績のない事業者は、税務署に届出た個人事業の開業・廃業等届出書（税務署の受付印のあるものの写し） （新築の場合は実績報告時に提出） (11) 補助対象設備の設置の位置図及び設置図面 (12) 工事着工前の現場写真（EV、PHVに限り（10）及び（11）は不要） (13) 町税等の滞納がないことを証明する書面 （町税等の課税状況及び納税状況の照会について同意する場合は不要） (14) PPA・リース事業実施に係る承諾書（様式第1-8号） （申請者がPPA又はリース事業者である場合） (15) サービス又はリースを受ける者の住民票の写し又は登記簿謄本若しくは現在事項全部証明書及び町税等の滞納がないことを証する書面 （申請者がPPA又はリース事業者である場合） (16) その他町長が必要と認める書類
事業変更申請時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号） (2) 補助事業変更（中止・廃止）の内容及び理由書 (3) その他町長が必要と認める書類
実績報告時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助金実績報告書（様式第6号） (2) 補助対象設備の費用の支払いが確認できる書類（領収書等） （ローン購入の場合は、その契約書等の写し及び初回の支払いが完了したことを証する書類） (3) 補助対象設備の領収書内訳書（太陽光発電設備は様式第6-1による） (4) 補助対象設備の設置に係る契約が確認できる書面の写し又はPPA又はリースに係る契約書等の写し (5) 補助対象設備が新品であることを確認できる書類（保証書の写し、出荷証明書の写し等）（EV、PHVに限り不要） (6) 設置状態を示す写真（住宅、事業所等の一部と機器が写るもの） (7) PPA又はリースに係る設置に要した経費に関する書類の写し（内訳の記載があるもの）（PPA又はリースの場合） (8) サービス料金又はリース料金の算定根拠が明示されている書類（PPA又はリースの場合） (9) 補助対象設備が太陽光発電設備の場合、固定価格買取制度、FIP制度を取得しないことが分かる書類（電気事業者との電力受給契約書等の写し等） (10) 補助対象設備が太陽光発電設備の場合、建築基準法に基づく検査済証の写し等 (11) 補助対象設備が蓄電池の場合、太陽光発電設備と連系し、発電した電気が蓄電できる設備になっていることを確認することができる書類（電気配線図面等） (12) 自動車検査証の写し（EV、PHVの場合） (13) その他町長が必要と認める書類

別表 4 (第 18 条関係)

対象設備	財産処分 制限期間	根 拠
太陽光発電設備	17年	電気業用設備-その他設備-主として金属製のもの
蓄電池、 充放電設備 (V2H)	6年	建物附属設備-電気設備 (照明設備含む。)-蓄電池電源設備
空調設備	13年	建物附属設備-冷房、暖房、通風又はボイラー設備-冷暖房設備 (冷凍機の出力が 22 キロワット以下のもの)
空調設備	15年	建物附属設備-冷房、暖房、通風又はボイラー設備-その他のもの
LED 照明機器	15年	建物附属設備-電気設備 (照明設備含む。)-その他のもの
電気自動車等 (軽自動車)	4年	車両及び運搬具-自動車-小型車 (総排気量 0.66 リットル以下)
電気自動車等 (乗用車)	6年	車両及び運搬具-自動車-その他のもの